

令和4年第3回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年3月1日（火） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|-------|-------------------------------|---------|
| 議案第4号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P.1 |
| 議案第5号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・ P.3 |
| 議案第6号 | 読点の表記の改正について | ・・・ P.7 |
| 議案第7号 | 早良区選挙管理委員会規程の読点の表記を改める規程案について | ・・・ P.8 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|---------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・ P.9 |
|----------------|---------|

議案第4号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年3月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 440 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 99 人 |
| | 市外転出者 | 341 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年3月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和4年2月1日から令和4年2月28日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和3年10月1日から令和3年10月31日までに、市外へ転出した者

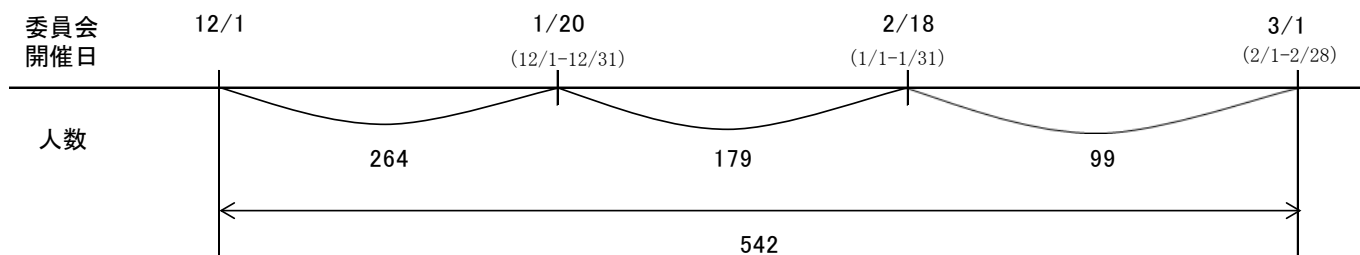
3 抹消の内訳

(単位：人)

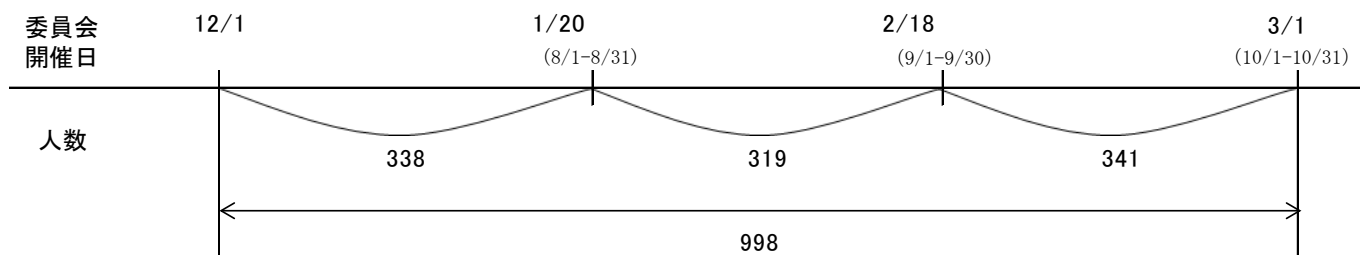
区分	男	女	計
死亡	52	47	99
転出	174	167	341
誤載	0	0	0
合計	226	214	440

12/1定時登録日以降の抹消者数

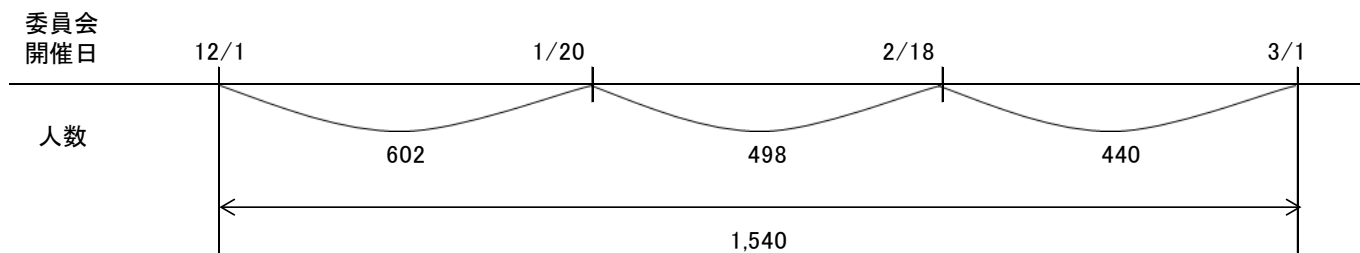
○死亡者数



○転出者数



○抹消者合計



議案第 5 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 4 年 3 月 1 日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 登録する者の数 | 1,589 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和 4 年 3 月 1 日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和４年３月１日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

男女別 区分		男	女	計
令和３年12月１日現在（＊） 選挙人名簿登録者数（a）		83,040	96,449	179,489
上記の登録に係る 補正登録者数（b）		0	0	0
（＊）以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数（c）		0	0	0
（＊）以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数（d）		0	0	0
（＊）以後の 抹消者数 （e）	（ア） 死亡	▲ 271	▲ 271	▲ 542
	（イ） 転出	▲ 535	▲ 463	▲ 998
	（ウ） 在外移転	0	0	0
	（エ） 誤載	0	0	0
	計 （ア）+（イ）+（ウ）+（エ）	▲ 806	▲ 734	▲ 1,540
（＊）以後の移替えによる 増加数（指定都市の区）（f）		409	495	904
（＊）以後の移替えによる 減少数（指定都市の区）（g）		▲ 452	▲ 486	▲ 938
今回（令和４年３月１日） 追加登録者数（h）		832	757	1,589
今回定時登録日現在における 名簿登録者数（i） （a+b+c+d+f）-（e+g）+（h）		83,023	96,481	179,504
備 考 （（a）との増減）		▲ 17	32	15

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R3.3.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R4.3.1	順位	R3.3.1	順位			
1	西新第一	6,265	9	6,262	9	3	27	100.05%
2	西新第二	8,759	1	8,244	2	515	1	106.25%
3	高取第一	7,137	3	7,048	3	89	2	101.26%
4	高取第二	6,985	4	6,986	4	▲ 1	28	99.99%
5	百道浜	6,196	10	6,163	10	33	12	100.54%
6	百道	6,719	6	6,660	6	59	3	100.89%
7	室見第一	5,421	13	5,401	13	20	21	100.37%
8	室見第二	4,332	21	4,283	21	49	6	101.14%
9	原第一	3,626	27	3,681	27	▲ 55	36	98.51%
10	原第二	5,166	15	5,151	14	15	23	100.29%
11	大原	3,828	26	3,789	26	39	9	101.03%
12	原団地	3,033	33	3,107	33	▲ 74	38	97.62%
13	原北	6,462	7	6,423	7	39	9	100.61%
14	室見団地	2,243	36	2,304	36	▲ 61	37	97.35%
15	小田部	5,187	14	5,133	15	54	4	101.05%
16	有住	3,989	24	3,957	24	32	14	100.81%
17	有田第一	4,902	17	4,891	17	11	25	100.22%
18	有田第二	4,549	20	4,504	20	45	8	101.00%
19	賀茂	5,718	12	5,701	12	17	22	100.30%
20	原西第一	4,983	16	4,952	16	31	15	100.63%
21	原西第二	4,276	22	4,254	22	22	19	100.52%
22	飯原第一	3,170	31	3,155	30	15	23	100.48%
23	飯原第二	2,606	35	2,624	35	▲ 18	33	99.31%
24	飯倉中央	4,762	18	4,711	18	51	5	101.08%
25	飯倉	3,941	25	3,919	25	22	19	100.56%
26	干隈	3,250	29	3,216	29	34	11	101.06%
27	星の原	3,586	28	3,635	28	▲ 49	35	98.65%
28	田隈	6,779	5	6,796	5	▲ 17	32	99.75%
29	田村	8,712	2	8,664	1	48	7	100.55%
30	野芥第一	4,058	23	4,062	23	▲ 4	29	99.90%
31	野芥第二	3,176	30	3,147	31	29	16	100.92%
32	野芥第三	2,824	34	2,799	34	25	17	100.89%
33	四箇田	6,075	11	6,042	11	33	12	100.55%
34	入部	6,402	8	6,394	8	8	26	100.13%
35	早良	3,121	32	3,127	32	▲ 6	30	99.81%
36	脇山	1,928	37	1,944	37	▲ 16	31	99.18%
37	内野	4,697	19	4,674	19	23	18	100.49%
38	石釜	641	38	666	38	▲ 25	34	96.25%
合計		179,504		178,469		1,035		100.58%

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R3.12.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人、位、%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R4.3.1	順位	R3.12.1	順位			
1	西新第一	6,265	9	6,275	9	▲ 10	26	99.84%
2	西新第二	8,759	1	8,689	2	70	1	100.81%
3	高取第一	7,137	3	7,145	3	▲ 8	22	99.89%
4	高取第二	6,985	4	6,978	4	7	10	100.10%
5	百道浜	6,196	10	6,206	10	▲ 10	26	99.84%
6	百道	6,719	6	6,686	6	33	2	100.49%
7	室見第一	5,421	13	5,433	13	▲ 12	29	99.78%
8	室見第二	4,332	21	4,340	21	▲ 8	22	99.82%
9	原第一	3,626	27	3,643	27	▲ 17	33	99.53%
10	原第二	5,166	15	5,136	15	30	3	100.58%
11	大原	3,828	26	3,863	26	▲ 35	38	99.09%
12	原団地	3,033	33	3,056	33	▲ 23	36	99.25%
13	原北	6,462	7	6,456	7	6	12	100.09%
14	室見団地	2,243	36	2,246	36	▲ 3	19	99.87%
15	小田部	5,187	14	5,183	14	4	14	100.08%
16	有住	3,989	24	4,001	24	▲ 12	29	99.70%
17	有田第一	4,902	17	4,920	17	▲ 18	34	99.63%
18	有田第二	4,549	20	4,544	20	5	13	100.11%
19	賀茂	5,718	12	5,689	12	29	4	100.51%
20	原西第一	4,983	16	4,984	16	▲ 1	18	99.98%
21	原西第二	4,276	22	4,275	22	1	15	100.02%
22	飯原第一	3,170	31	3,169	30	1	15	100.03%
23	飯原第二	2,606	35	2,613	35	▲ 7	21	99.73%
24	飯倉中央	4,762	18	4,755	18	7	10	100.15%
25	飯倉	3,941	25	3,959	25	▲ 18	34	99.55%
26	干隈	3,250	29	3,227	29	23	6	100.71%
27	星の原	3,586	28	3,595	28	▲ 9	25	99.75%
28	田隈	6,779	5	6,778	5	1	15	100.01%
29	田村	8,712	2	8,693	1	19	7	100.22%
30	野芥第一	4,058	23	4,073	23	▲ 15	32	99.63%
31	野芥第二	3,176	30	3,168	31	8	9	100.25%
32	野芥第三	2,824	34	2,814	34	10	8	100.36%
33	四箇田	6,075	11	6,085	11	▲ 10	26	99.84%
34	入部	6,402	8	6,425	8	▲ 23	36	99.64%
35	早良	3,121	32	3,124	32	▲ 3	19	99.90%
36	脇山	1,928	37	1,936	37	▲ 8	22	99.59%
37	内野	4,697	19	4,673	19	24	5	100.51%
38	石釜	641	38	654	38	▲ 13	31	98.01%
合計		179,504		179,489		15		100.01%

議案第 6 号

読点の表記の改正について

福岡市早良区選挙管理委員会告示の読点の表記を改めるので次のように告示する。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

1 読点の表記の改正

この告示の施行の際現に効力を有する福岡市早良区選挙管理委員会告示において読点として表記する「, 」を「、」に改める。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(議案の根拠)

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、告示に用いられている読点の表記を改める必要があることによる。

議案第 7 号

早良区選挙管理委員会規程の読点の表記を改める規程案について

早良区選挙管理委員会規程の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

早良区選挙管理委員会規程の読点の表記を改める規程

この規程の施行の際現に公布されている早良区選挙管理委員会規程において読点として表記する「, 」を「、」に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(議案の根拠)

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、規程に用いられている読点の表記を改める必要があることによる。

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第4回	定例	4月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第5回	定例	5月20日（金）	午前10時	
第6回	定例	6月1日（水）	午前10時	

福岡市公報

令和3年2月25日 第6748号
(別冊)

る。

第28条第1項第1号中「図書資料」の次に「(電子書籍を除く。)」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子書籍の貸出は、登録利用者1人につき3冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。

附 則

この規則は、令和3年3月3日から施行する。

早 良 区

福市早選告示第1号

投票区の設置の告示(昭和57年福市早選告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和3年2月25日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 中 邨 勝

表脇山の項中「大字椎原」の次に「、大字板屋」を加え、、同表板屋の項を削る。

23. 福岡市脇山財産区議会議員選挙における公職選挙法及び同法施行令の規定による
選挙運動に関する規程

(昭和58年8月16日)

(早良区選挙管理委員会規程第1号)

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号)第2章から第3章まで及び第23条の規定は、福岡市脇山財産区の議会の議員の選挙に準用する。

この場合において、同規程第3条第1項中「福岡市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「福岡市早良区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。